

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和元年六月十四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年六月十四日

埼玉県東松山県土整備事務所長 大 高 智 之

<p>路 線 名</p>	<p>県道ときがわ坂戸線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>比企郡鳩山町大字今宿字宿三三 三番地先から同郡同町今宿字宿 三一七番三地先まで</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>令和元年六月十四日</p>
<p>備 考</p>	<p>令和元年六月十四日付け 埼玉県東松山県土整備事 務所長告示第三号で告示 した道路予定区域の供用開 始である。延長一七〇・〇 メートル。</p>